

令和4年10月19日

地方公共団体等から受けた 特定個人情報の取扱いに関する報告結果を公表します

※ この報告は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第4号）に基づき、個人情報保護委員会が地方公共団体等に対して、特定個人情報の取扱い状況を把握するために定期的に求めているものです。

今回の報告においては、令和4年3月31日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及び保護評価の実施状況等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認しました。

個人情報保護委員会は、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いが、より適切なものになるよう、引き続き、都道府県等の協力も得ながら各種の取組を実施していきます。

特定個人情報とは、マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報のことです



<問合せ先>

個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680（代）

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による 定期的な報告について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）第 29 条の 3 第 2 項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 4 号）に基づき、地方公共団体等から報告を受けた。

1. 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（1,783 機関）
- (2) 基礎項目評価書^(注)を提出した教育委員会等（424 機関）

（注）番号法に基づき、地方公共団体等が、マイナンバーが含まれる個人情報の取扱いに関して、事前に自らリスクを評価し、そのリスクを軽減するための措置等について文書で公表するもの。対象人数等により、委員会に提出する評価書の様式が異なる。基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の順に記載内容がより詳細になっている。

基礎項目評価書：対象人数が 1,000 人以上 1 万人未満

重点項目評価書：対象人数が 1 万人以上 30 万人未満

全項目評価書：対象人数が 30 万人以上

2. 報告内容及び報告結果

今回の報告においては、令和 4 年 3 月 31 日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及び保護評価の実施状況等について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認した。（別紙参照）

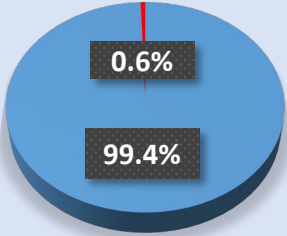
委員会としては、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、引き続き、都道府県等の協力も得ながら各種の取組を実施していく。

特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による 定期的な報告について

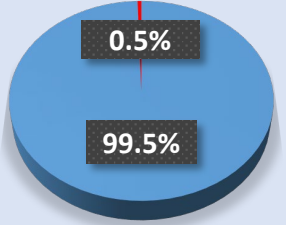
1. 令和3年度の安全管理措置の実施状況

【規程及び事務の範囲】

① 特定個人情報等に係る規程の整備



② 事務の範囲の明確化と事務取扱担当者の指定



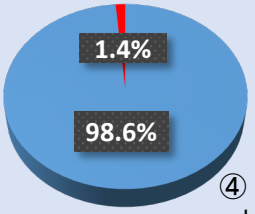
■ 実施済又は令和4年度中に実施予定。
■ 令和4年度中に実施できない。

概要 ○ ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。

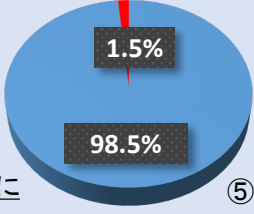
対応 規程の整備及び事務範囲の明確化が全ての機関において速やかに行われるよう、未整備の機関に対して必要に応じ個別に助言等を行う。

【研修】

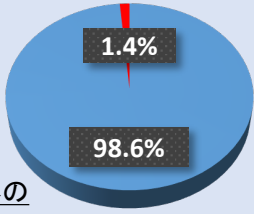
① 事務取扱担当者に対する研修



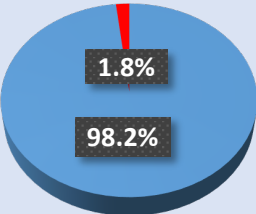
② 情報システム管理者に対する研修



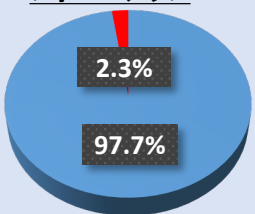
③ サイバーセキュリティ研修



④ 保護責任者に対する研修



⑤ 未受講者へのフォローアップ



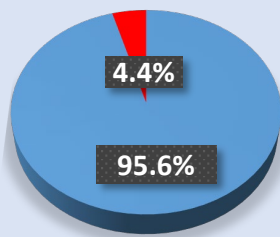
■ 実施済又は令和4年度中に実施予定。
■ 令和4年度中に実施できない。

概要 ○ ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。
○ 研修を開催していない機関においては、「専門性が高いため外注したいが予算不足で実施できなかった」、「新型コロナウイルスへの感染予防のため開催できなかった」等の回答があった。

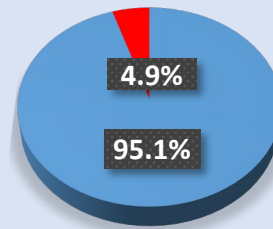
対応 専門的な知識が無くとも研修を実施できるよう、当委員会研修資料等を提供し、必要に応じ個別に助言等を行う。

【管理状況の把握(監査及びログの分析)】

① 特定個人情報等の管理の状況に関する監査



② 特定個人情報等へのアクセスログの記録と分析・確認



■ 実施済又は令和4年度中に実施予定。
■ 令和4年度中に実施できない。

概要

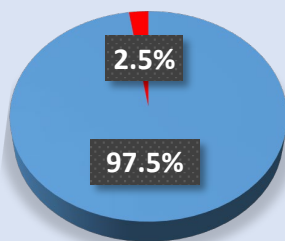
- ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答している。
- 未実施の機関においては、「実施するための体制が整備できていない」「知識を持つ職員が少ない」等の回答があった。

対応

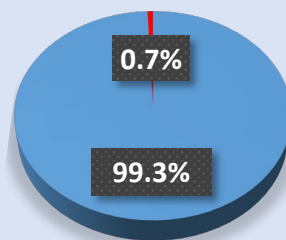
監査及びログの分析等の手法が分からない機関でも実施できるよう、監査やログ分析等の手引書を提供し、必要に応じて個別に助言等を行う。

【システム及び機器等の管理】

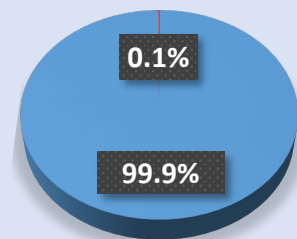
① 情報システム端末の盗難又は紛失防止策



② 電子媒体等の情報システム端末への接続制限



③ 人事異動等に伴うアクセス権限の付与又は削除



■ 実施済又は令和4年度中に実施予定。
■ 令和4年度中に実施できない。

概要

- ほとんどの機関が「実施している」と回答している。
- ①が未実施の機関においては、「予算の都合により実施できない」等の回答があった。

対応

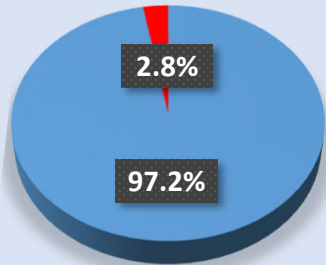
予算措置が必要となる安全管理措置については、代替措置についての資料を提供する等、必要に応じて個別に助言等を行う。

2. データ入力業務における委託及び再委託の実施状況

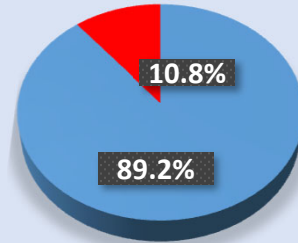
委託を実施していると回答した機関は約45%、委託実施先の約20%の機関が再委託を実施していた。

【委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

① 委託先の選定時における安全管理措置についての事前確認



② 契約期間中の委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握



■ 令和3年度に実施。
■ 令和3年度に実施していない。

概要

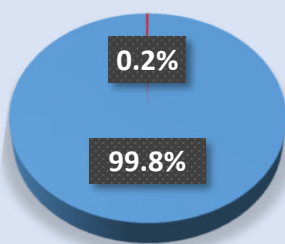
- ①についてほとんどの機関が「実施」と回答しており、委託先の事前確認が行われていた。
- ②について「実施」と回答した機関においては、「委託先からの報告」「委託先への現地確認」等の確認方法により実施していた。

対応

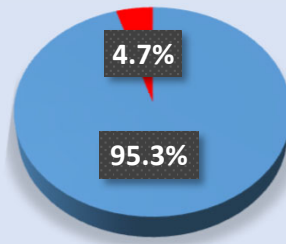
委託先の監督が全ての機関において速やかに行われるよう、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行う。

【再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】

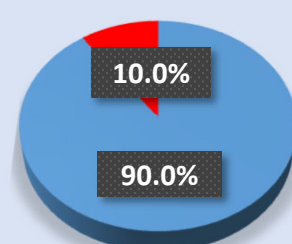
① 再委託の許諾手続



② 許諾前における再委託先の事前確認



③ 委託先の再委託先に対する監督状況の確認



■ 令和3年度に実施。
■ 令和3年度に実施していない。

概要

- ②又は③が未実施となっている機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和4年度から確認する」等の回答があった。

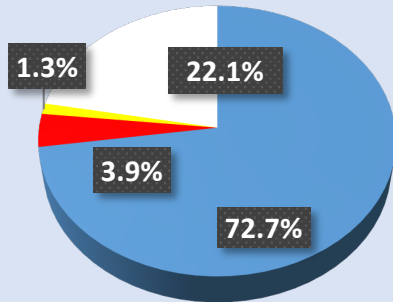
対応

再委託先に対する監督状況の確認が全ての機関において速やかに行われるよう、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行う。

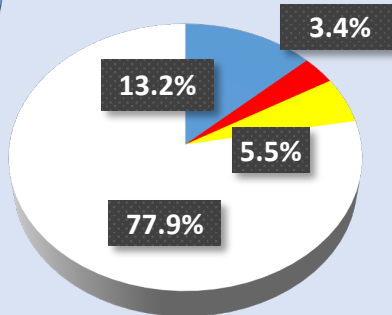
3. 保護評価の実施状況

【事後評価の実施状況】

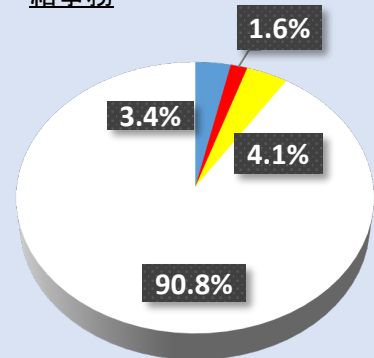
① 新型コロナウイルス感染症の
予防接種事務



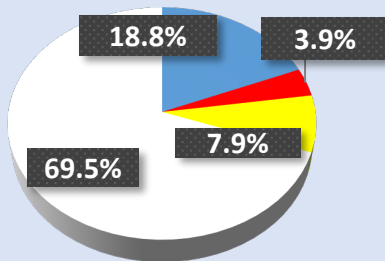
② 子育て世帯生活支援
特別給付金の支給事務



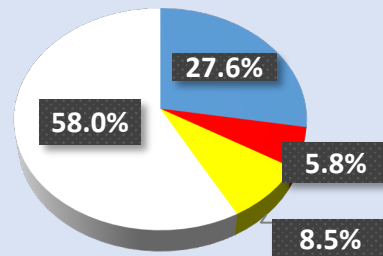
③ 新型コロナウイルス感染症
生活困窮者自立支援金の支
給事務



④ 令和3年度子育て世帯への
臨時特別給付の支給事務



⑤ 令和3年度住民税非課税世帯等
臨時特別給付金の支給事務



- 報告時点で全て実施済み。
- 着手している。
- 未着手
- 対象外

概要

○ 未着手と回答した機関においても、大部分が令和4年度中の対応を予定していた。

対応

速やかに事後評価が実施されるよう、未着手と回答した機関に対して、事後評価の実施状況等についての追加調査を行い、必要に応じた対応をする。